

事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H23 ~ H26 H23	総事業費(交付金)	368,016千円 (184,008千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定任等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		事業実施により、新設される工場での新規雇用のほか、活性化計画の目標に掲げる県産材の利用増に伴う、素材生産に係わる林業従事者の雇用の増加も見込まれることから、農山村地域の活性化を図る内容となっており、基本方針と合致する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		森林・林業基本計画に掲げている県産材の利用拡大に資する計画内容となっており、また、県で策定している秋田県林業・木材産業構造改革プログラムの目標とも合致する内容の事業計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		関係市町村や地域の林業関係団体等に対して、事業計画内容を説明し、理解を得ている。
事業の推進体制は確立されているか		計画に基づく事業を推進するため、計画主体である秋田県と事業実施主体である秋田製材協同組合、並びに関係市町村や林業関係団体等で事業内容等を協議し、推進していくこととしている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		事業実施により、新設される工場では148,000㎡のスギ素材(原木)が利用されることとなっており、目標である木材加工施設等の素材利用量の増加に大きく寄与するものであり、また、工場での新規雇用45名に加え、素材利用量の増加に伴い、素材生産に係わる林業従事者の新たな雇用も見込まれるなど、山村地域での雇用の確保による定住化の促進が図られる計画内容となっており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間は、施設整備する新規工場がフル稼働し目標達成が可能となる平成23年度から平成26年度までとしており、実施期間は平成23年度としている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金限度額(368,016千円×1/2=184,008千円)に対し、交付金要望額は184,008千円となっており、範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		他の助成等を振り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		人工乾燥施設8年、木くず焚きボイラー8年、ボイラー棟31年、チップサイロ31年、舗装工事10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析により、投資効率は1.76となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業実施主体である秋田製材協同組合の構成員は27社で、うち製材業者7社、素材生産業者6社、林業3社、チップ・おが粉販売業者3社、その他木材加工業者3社、建築業者3社、建材等販売業者2社であり、「農林漁業者等が組織する団体」の要件を満たしている。 施設整備予定の秋田市(旧河辺町)は振興山村地域と過疎地域、特定農山村地位の指定を受けており五法指定地域に該当する。 また、秋田県全域の市町村では、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域にそれぞれ20市町村、半島振興地域にも4市町村が指定されており、これらの市町村が活性化計画の対象地域になっていることから、事業メニューの要件も満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		協同組合である秋田製材協同組合へ交付するものであり、個人に対する交付ではない。 また、秋田製材協同組合が定める機械施設管理規程に従って施設を利用することとしており、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		近隣市町村には、中小規模の製材工場があるが、今回新設される工場から出荷される製品が既存工場の出荷先に影響を与えることの無いよう、製品の販売先等には十分に配慮した計画となっている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		施設の利用者は、協同組合の組合員となっている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		施設の規模については、目標とする県産素材(原木)の利用量に合致する規模となっており、事業費も無駄を排除した適切な額となっている。 また、設置場所についても関係機関との連携が図れる場所を選定しており、妥当である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		事業費については、事業計画を精査し、適正な規模の実施であることを確認している。
建設・整備コストの低減に努めているか		建物の建設コストについても、可能な範囲で無駄を削除し、コスト低減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		整備予定場所は、施設で利用する県産素材(原木)や生産される製品の輸送面も考慮した場所を選定しており、施設の設置目的にも適っている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		施設用地は、秋田県が所有する工業団地を予定しており、担当部署との協議を経て、確保される見通しがついている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		事業実施主体が負担する事業費については、関係金融機関と事前に調整協議を実施しており、適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		施設整備後、3年目にはフル稼働となり、収支もプラスとなることが見込まれており、施設の管理・将来の更新に必要な資金等も確保される計画となっている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		収支計画に基づく、経営診断は実施済みであり、指摘のあった事項については事業計画の見直しを実施するなど、適正な内容の収支計画となっている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。
 2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。